

## 山梨県新規就農者育成方針

新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1「経営発展支援事業」の実施に当たり、同要綱別記1の第7の1の規定により県が定める新規就農者育成方針は次のとおりです。

### (1) 新規就農者の確保に向けた課題、目標

- ◆ 近年、本県の新規就農者数は増加傾向ではあるものの、農林業センサスによると令和2年の基幹的農業従事者数は20,500人とH27から17%減少し、また、65歳以上の割合は74%に上昇しており、本県農業の維持・発展のためには新たな担い手の確保・育成が喫緊の課題である。
- ◆ そのため、県内外及びオンラインでの就農相談の実施や各種媒体を活用した情報発信により、農業に取り組もうとする新規参入希望者の一層の呼び込みを図るとともに、県立農林大学校やアグリマスター制度等による技術習得機会の充実、就農前後の生活を支援する資金の交付、農業機械等の初期投資への支援など、就農相談段階から経営の安定まで一貫した総合的な支援を行う必要がある。(アグリマスター制度・・・新規就農者の育成に高い見識と能力を持ち、かつ十分な研修環境を提供できる農業者を認定する本県独自の制度)
- ◆ また、本県は耕地面積の多くが中山間地域に位置しており、長い間守り受け継がれ管理されてきた田畑は、農業生産だけでなく災害発生防止など様々な機能を有する貴重な財産である。こうした貴重な財産や先人が培ってきた栽培技術を確実に引き継いでいくことが重要であり、特に農家子弟の親元への就農は本県における重要な担い手対策として推進していく必要がある。
- ◆ 本県では、農業振興の指針となる「やまなし農業基本計画」の中で、新規就農者数を目標の一つとして位置づけ、令和4年度に年間340人の新規就農者の確保を目標とし、これらの各種施策に取り組んでいる。

### (2) 新規就農者に対するサポート内容

- ◆ 本県では別紙サポート体制により、就農相談段階から就農準備、経営開始後の経営の安定まで一貫した支援を行っている。

### (3) 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件

- ◆ 設定なし。

### (4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく県加算ポイントの設定

- ◆ 次の項目ごとに該当するポイントを配分する。

取り組み等の内容	項目及びポイント				
国や県等が実施する農業技術研修の受講状況、又は、農業法人等での栽培管理業務従事経験等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、県内市町村及び県内 J A が実施する農業技術研修を受講（県立農林大学校（養成科、専攻科、職業訓練農業科）、やまなしあぐりゼミナール、市町村又は県内 J A が実施する技術研修（延べ 1 2 0 日以上）の受講）</li> <li>・ 農業法人等で栽培管理業務にのべ 2 年以上従事</li> <li>・ その他、上記に準ずる農業技術研修又は実務経験があると認められる場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 3 ポイント</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や本県以外の都道府県又は民間団体が実施する農業技術研修を受講（延べ 1 2 0 日以上）</li> <li>・ 農業法人等で栽培管理業務に延べ 1 年以上従事</li> <li>・ その他、上記に準ずる農業技術研修又は実務経験があると認められる場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 2 ポイント</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外の農業技術研修を受講</li> <li>・ 農業法人等で栽培管理業務に従事（1 年未満）</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 1 ポイント</p>				
就農時（経営開始時）の年齢	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">4 0 歳未満</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">→ 2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 0 歳以上</td> <td style="text-align: right;">→ 1 ポイント</td> </tr> </table>	4 0 歳未満	→ 2 ポイント	4 0 歳以上	→ 1 ポイント
4 0 歳未満	→ 2 ポイント				
4 0 歳以上	→ 1 ポイント				
就農予定地	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">条件不利地域※</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">→ 2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">→ 1 ポイント</td> </tr> </table>	条件不利地域※	→ 2 ポイント	その他	→ 1 ポイント
条件不利地域※	→ 2 ポイント				
その他	→ 1 ポイント				

※ 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「棚田地域振興法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」によって指定された地域（中山間直接支払制度の対象となる地域）

#### <配点の基準>

- ・ 上記、配分基準により配点。
- ・ 県の持ち点に対し、配点の合計が下回った場合又は上回った場合については、過不足分を各申請者の合計点に応じて按分して配分（四捨五入）
- ・ 上記配分結果の合計と県の持ち点に差が生じた場合については、加点する場合は全国共通ポイントと県ポイントの合計値が高い申請者から順に 1 ポイントずつ加点、減点する場合は同合計値が低い申請者から順に 1 ポイントずつ減点する。

## 山梨県新規就農者育成方針 新規就農者に対するサポート体制

支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村
研修支援	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村
技術・経営指導	県農務事務所（地域普及センター）、県農政部農業技術課農業革新支 援スタッフ、就農支援センター（県農業振興公社）、市町村
農地確保支援	市町村農業委員会、就農支援センター（県農業振興公社）
機械・施設等の確保支援	県農務事務所（地域普及センター）、就農支援センター（県農業振興 公社）、農業協同組合、市町村
資金相談	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村、農業協同組合
農業者による指導	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村
販路支援	県農務事務所（地域普及センター）、県就農支援センター（県農業振 興公社）、農業協同組合
生活に係る支援 （住居、子育て等）	市町村、やまなし暮らし支援センター
事務局・全体調整	県農政部担い手・農地対策課